資料１

令和８年１０月　　日

吉賀町長　岩本一巳　様

吉賀町まちづくり委員会
会長　永田　和代

吉賀町まちづくり計画及び吉賀町総合戦略の評価について（答申）（案）

令和８年８月５日付吉企第２０５号で諮問があったこのことについて、当委員会の意見は、別紙のとおりです。

なお、次期吉賀町まちづくり計画及び吉賀町総合戦略の策定にあたっては、この答申を踏まえて策定するよう要望します。

Ⅰ　第２次吉賀町まちづくり計画後期評価及び第２期吉賀町総合戦略（R4～R7年度）評価一覧

まちづくり計画		総合戦略		庁内評価	委員会評価	委員会特記事項
基本目標（章）	施策（節）	関連KPI				
基本目標１「快適で安心して暮らせるまちづくり」	（１）自然環境の保全と活用	―	―	概ね適切	概ね適切	別紙に記載のとおり
基本目標１「快適で安心して暮らせるまちづくり」	（２）環境に配慮した社会の形成	■基本目標２：暮らしの場として多くのひとに選ばれる ・施策４：環境に配慮した社会の形成 （１）脱炭素、再生可能エネルギー導入の促進 （２）ごみの減量化・再資源化の推進	・吉賀町木質バイオマスストーブの設置補助件数 ・吉賀町太陽光発電システム等導入促進補助件数 ・1人1日あたりの可燃ごみ排出量	改善が必要	改善が必要	別紙に記載のとおり
基本目標１「快適で安心して暮らせるまちづくり」	（３）社会環境の整備	■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる ・施策１：交通や情報通信基盤の整備 （１）交通や情報通信基盤の整備	・公共交通利用者数	概ね適切	概ね適切	別紙に記載のとおり
基本目標２「健康で安心して暮らせるまちづくり」	（１）保健の充実	■基本目標３：結婚・出産・子育ての希望をかなえる ・施策２：出産への支援 （１）出産への支援（基本目標2第3節にも掲載） ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる ・施策３：地域福祉等の充実 （２）高齢者支援	・出生数 ・重度要介護（要介護4、5）者数	概ね適切	概ね適切	別紙に記載のとおり
基本目標２「健康で安心して暮らせるまちづくり」	（２）医療の充実	■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる ・施策２：地域医療の支援 （１）医療の担い手確保及び診療体制の充実	・町内医療機関における看護師の新規確保数 ※R6年3月のよしか病院開設により、町の医療体制が大きく変更となったため、評価対象医療機関及び評価期間については、よしか病院のR6年度～R7年度における看護師・准看護師の新規確保数とした。	改善が必要	改善が必要	別紙に記載のとおり
基本目標２「健康で安心して暮らせるまちづくり」	（３）福祉の充実	■基本目標３：結婚・出産・子育ての希望をかなえる ・施策２：出産への支援 （１）出産への支援（基本目標2第1節にも掲載） ・施策３：子育て支援 （１）子育て世帯の経済的負担軽減 （２）子育て環境の整備 ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる ・施策３：地域福祉等の充実 （１）地域福祉の担い手確保	・出生数 ・保育料、給食費、高校卒業までの医療費 ・町内保育所の待機児童の人数 ・社会福祉協議会のボランティア新規登録者数	改善が必要	改善が必要	別紙に記載のとおり
基本目標２「健康で安心して暮らせるまちづくり」	（４）社会保障の充実	―	―	改善が必要	改善が必要	別紙に記載のとおり
基本目標３「魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり」	（１）農林水産業の振興	■基本目標１：暮らしの基盤となるしごとをつくる ・施策１：町内産業の活力創出 （１）農業の振興 （２）林業の振興	・農業算出額 ・認定農業者数 ・集落営農組織数 ・新規就農者数 ・商談成約件数 ・再造林への助成 ・新規森師研修員	改善が必要	改善が必要	別紙に記載のとおり
基本目標３「魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり」	（２）商工業の振興	■基本目標１：暮らしの基盤となるしごとをつくる ・施策１：町内産業の活力創出 （３）商工業の振興 ・施策２：雇用対策 （１）雇用の場の確保 （２）企業誘致の促進	・事業所数 ・吉賀町新規雇用促進助成金の交付者数 ・吉賀町企業立地促進助成金交付企業数	改善が必要	改善が必要	別紙に記載のとおり
基本目標３「魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり」	（３）交流・定住の推進	■基本目標２：暮らしの場として多くのひとに選ばれる ・施策１：情報発信 （１）情報発信の強化（基本目標6第1節にも掲載） ・施策２：移住・定住・来町の支援 （１）UIターン者や定住者・来町者への支援 （２）住宅・住居に関する支援 ・施策３：関係人口、交流人口の創出 （１）高校魅力化の推進 （２）高等教育・研究機関や都市住民との連携・交流 ■基本目標3：結婚・出産・子育ての希望をかなえる ・施策１：結婚への支援 （１）出会いの機会創出及び結婚支援	・ふるさと納税金額 ・フェイスブック「吉賀町でくらす」閲覧者数 ・相談員を通して移住した人数 ・空き家バンク登録物件からの成約数 ・吉賀高校の入学者数 ・大学等との交流事業 ・婚姻件数	改善が必要	改善が必要	別紙に記載のとおり

まちづくり計画		総合戦略		庁内評価	委員会評価	委員会 特記事項
基本目標（章）	施策（節）	関連KPI				
基本目標３「魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり」	（４）人づくりの推進	■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる ・施策４：地域づくりの推進 （１）住民が主体となった地域づくりの推進	・吉賀町げんき地域づくり補助金助成団体数	改善が必要	改善が必要	別紙に記載のとおり
基本目標４「人と歴史を大切にして暮らせるまちづくり」	（１）学校教育の充実	■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる ・施策４：地域づくりの推進 （３）地域人材育成の支援	・放課後サクラマス教室の開催地区	概ね適切	概ね適切	別紙に記載のとおり
基本目標４「人と歴史を大切にして暮らせるまちづくり」	（２）社会教育の充実	■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる （基本目標6第1節にも掲載） ・施策４：地域づくりの推進 （２）地域資源の有効活用	・町内のスポーツ施設を活用したイベント	概ね適切	概ね適切	別紙に記載のとおり
基本目標４「人と歴史を大切にして暮らせるまちづくり」	（３）文化財の保護と活用	―	―	概ね適切	概ね適切	別紙に記載のとおり
基本目標５「協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり」	（１）住民自治を基盤としたまちづくり	―	―	改善が必要	改善が必要	別紙に記載のとおり
基本目標５「協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり」	（２）住民と共に築く参画と協働のまちづくり	―	―	改善が必要	改善が必要	別紙に記載のとおり
基本目標５「協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり」	（３）男女が共に担う地域づくり	■基本目標１：暮らしの基盤となるしごとをつくる ・施策２：雇用対策 （３）多様な働き方への理解促進 ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる ・施策３：地域福祉等の充実 （３）人権が尊重されたまちづくりの推進	・しまねイクボスネットワークへの加入企業・事業者数 ・審議会等の女性委員割合	改善が必要	改善が必要	別紙に記載のとおり
基本目標６「行財政対策」	（１）行財政改革の推進	■基本目標２：暮らしの場として多くのひとに選ばれる （基本目標3第3節にも掲載） ・施策１：情報発信 （１）情報発信の強化 ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる （基本目標4第2節にも掲載） ・施策４：地域づくりの推進 (2) 地域資源の有効活用	・ふるさと納税金額 ・町内遊休施設を活用する取り組み	改善が必要	改善が必要	別紙に記載のとおり

備考：評価区分及び評価の考え方

評価	評価の考え方
適切	関連する事業や施策は概ね計画どおり実施されており、KPIの達成状況も踏まえ、現行の方向性で施策を推進することが適当とした評価。
概ね適切	施策は概ね推進されているものの、一部に課題があり、必要な改善を図りながら施策を推進することが適当とした評価。
改善が必要	KPIの達成状況や事業の実施状況から改善すべき課題が認められ、施策の方向性は維持しつつ、取組内容の充実・強化や改善が必要とした評価。
見直しが必要	現状や課題、事業の実施状況等から、現行の施策や事業の方向性・内容・手法等そのものを見直す必要があるとした評価。

Ⅱ　第２期吉賀町総合戦略　基本目標・数値目標　評価一覧

基本目標	【数値目標】指標（KPI）	現状値	目標値	実績	庁内評価※1	数値目標の妥当性【担当課】※2	庁内評価に対する委員会評価※3	数値目標の妥当性に対する委員会評価※4	委員会特記事項
基本目標１：暮らしの基盤となるしごとをつくる	就業者数	2,632人	2,632人	2,406人	C（未達成）	○（妥当・継続）	適切	概ね妥当であるが、一部見直しが必要	別紙に記載のとおり
基本目標２：暮らしの場として多くのひとに選ばれる	人口の社会増減	―	＋15人／年	－35人／年	C（未達成）	△（見直しが必要）	適切	概ね妥当であるが、一部見直しが必要	別紙に記載のとおり
基本目標３：結婚・出産・子育ての希望をかなえる	出生数	―	150人	113人	C（未達成）	△（見直しが必要）	適切	概ね妥当であるが、一部見直しが必要	別紙に記載のとおり
基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる	住民アンケートで「吉賀町に住み続けたい」と回答した町民の割合	66.8%	80%	64.8%	C（未達成）	△（見直しが必要）	概ね適切	概ね妥当であるが、一部見直しが必要	別紙に記載のとおり

※1：A（達成）、B（概ね達成）、C（未達成）、D（未着手）の４段階で評価

※2：○（妥当・継続）、△（見直しが必要）、×（関係が弱い／不要）の３段階で評価

※3：庁内評価に対して、「適切」、「概ね適切」、「改善が必要」、「見直しが必要」の４段階で評価

※4：庁内評価をふまえて数値目標に対して、「妥当であり、継続が適当」、「概ね妥当であるが、一部見直しが必要」、「妥当とは言えず、見直しが必要」の3段階で評価

Ⅰ　第２次吉賀町まちづくり計画後期評価及び
第２期吉賀町総合戦略（R4～R7 年度）評価　別紙

（基本目標１：快適で安全に暮らせるまちづくり）	
第１節　自然環境の保全と活用（P.28～30）	
施策	①高津川との共生による環境づくり
【関連する総合戦略】　なし（※本節は、まちづくり計画の評価のみを行います。）	

評価項目：Ⅰ-1-1

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
概ね適切	環境教育や環境美化活動などの取り組みは継続して実施されており、住民満足度数・偏差値ともに向上していることから、施策は概ね適切に機能していると評価できる。一方で、高津川との共生に向けた取り組みは継続的な推進が必要であり、更なる充実が望まれる。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「概ね適切」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「概ね適切」とする。

（２）今後に対する意見

高津川をはじめとする自然環境の保全や環境美化活動を引き続き進めるとともに、環境教育や観光等への活用、関係自治体・関係機関との連携、人材育成などを通じて、地域資源を次世代へつないでいく取り組みを進めることが求められる。

（３）評価方法に関する意見

環境教育や環境美化活動だけでなく、自然環境の保全体制や自然資源の活用など、節を構成する主要施策全体の取り組み状況や成果が把握できる評価とする必要がある。また、評価の対象となる取り組みや住民アンケートの項目について、評価の根拠が分かるよう明確にすることが求められる。

（基本目標１：快適で安全に暮らせるまちづくり）	
第２節　環境に配慮した社会の形成（P.31～32）	
施策	①身近なところからはじめるエネルギー対策の推進 ②廃棄物の減量化・再資源化の推進
【関連する総合戦略】※本評価は、下記総合戦略「施策」の効果検証を兼ねる。 ■基本目標２：暮らしの場として多くのひとに選ばれる（P.29） ・施策４：環境に配慮した社会の形成　（１）脱炭素、再生可能エネルギー導入の促進 （２）ごみの減量化・再資源化の推進	

評価項目：Ⅰ-1-2

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
改善が必要	条例制定や省エネ対策など一定の取り組みは進められているものの、KPI は未達成であり、施策の効果は十分とはいえない。財政面の課題や情報発信・普及啓発の充実など、施策の進め方について改善が必要である。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「改善が必要」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「改善が必要」とする。

（２）今後に対する意見

省エネルギー・再生可能エネルギーの利用促進、ごみの減量化、3R 活動等を進めるとともに、住民への普及・啓発や、地域の実情に応じて取り組みやすい仕組みづくりを進めることが求められる。また、地域資源の循環を人口減少対策や地域経済対策にもつなげていく視点が求められる。

（３）評価方法に関する意見

節を構成する取り組み全体の実施状況や KPI の達成状況が把握できる評価とするとともに、KPI の目標値についても必要に応じて妥当性を検証することが求められる。また、評価区分が計画や施策の成果を評価するものなのか、今後の取り組みの方向性を示すものなのか、評価の考え方を明確にする必要がある。

（基本目標１：快適で安全に暮らせるまちづくり）	
第３節　社会環境の整備（P.33～37）	
施策	①安心して暮らせる地域づくり ②人にやさしい生活環境づくり
【関連する総合戦略】※本評価は、下記総合戦略「施策」の効果検証を兼ねる。 ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる（P34） ・施策１：交通や情報通信基盤の整備　（１）交通や情報通信基盤の整備	

評価項目：Ⅰ-1-3

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
概ね適切	全体的に満足度数・偏差値ともに向上し、関連する項目は維持・充実分野に多く位置しており、防災や防犯、交通安全対策や公共交通、生活環境の維持など、住民が安心して暮らせる環境の充実に向けた継続的な取り組みが求められる。ただし、KPI は未達成となっており、一部の施策においては取り組みの検討が必要である。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「概ね適切」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「概ね適切」とする。

（２）今後に対する意見

人口減少や運転手不足、高齢化等を踏まえ、公共交通をはじめ、買い物、医療、行政サービス等へのアクセスを確保し、安心して生活できる環境を維持していくことが求められる。また、今後維持すべきサービスやその提供方法について検討するとともに、高齢者等が利用しやすい公共交通、歩行環境や通信環境の充実を進める必要がある。

（３）評価方法に関する意見

公共交通については、利用者数だけでなく、人口減少等を踏まえた利用状況やサービスの維持状況を把握できる評価とする必要がある。また、住民アンケートについては、複数項目の平均的な傾向だけでなく、満足度が低下している項目や重点的な改善が必要な項目についても捉えるとともに、評価対象となる項目を整理することが求められる。

（基本目標２：健康で安心して暮らせるまちづくり）	
第１節　保健の充実（P.38～45）	
施策	①安心して出産・子育てができる環境づくり ②歯の健康づくり ③心の健康づくり ④まめな体づくり
【関連する総合戦略】※本評価は、下記総合戦略「施策」の効果検証を兼ねる。 ■基本目標３：結婚・出産・子育ての希望をかなえる（P.31） ・施策２：出産への支援　（１）出産への支援（基本目標２第３節にも掲載） ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる（P.36） ・施策３：地域福祉等の充実　（２）高齢者支援	

評価項目：Ⅰ-2-1

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
概ね適切	満足度数・偏差値は前回より低下しているものの、関連する項目は全て維持・充実分野に位置している。一方で、地域ぐるみでの子育てや健康づくりをさらに推進するため、取り組みの充実・強化を図りながら施策を推進することが望まれる。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「概ね適切」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「概ね適切」とする。

（２）今後に対する意見

地域ぐるみでの子育てや健康づくりを引き続き進めるとともに、地区による取り組み状況等も踏まえながら、具体的な取り組みの充実・強化を図ることが求められる。また、医療・福祉・子育て・地域活動等の連携を図り、予防を重視した健康づくりを進めることが求められる。

（３）評価方法に関する意見

人口減少や高齢化等による人数の変動を踏まえ、施策の成果を適切に把握できるKPI・評価指標を検討する必要がある。また、住民アンケートの満足度が低下した要因を把握するとともに、複数の施策や取り組みを一括して捉えるのではなく、それぞれの取り組み状況や成果が把握できる評価とすることが求められる。

（基本目標２：健康で安心して暮らせるまちづくり）	
第２節　医療の充実（P.46～48）	
施策	①住みなれた地域で生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域医療体制の確立
【関連する総合戦略】※本評価は、下記総合戦略「施策」の効果検証を兼ねる。 ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる（P.35） ・施策２：地域医療の支援　（１）医療の担い手確保及び診療体制の充実	

評価項目：Ⅰ-2-2

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
改善が必要	KPI は達成しているものの、満足度偏差値はすべての項目で低下し、関連する項目は重点改善分野に位置するものが多くなっている。また、地域医療の確保・充実に向けて、地域住民や関係機関等とともに町の医療の在り方について対話を重ね、持続可能な医療体制の構築に取り組む必要がある。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「改善が必要」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「改善が必要」とする。

（２）今後に対する意見

地域医療を持続的に確保するため、病院施設の老朽化や医師・看護師等の人材不足、救急医療体制等の課題に対応するとともに、近隣市町との連携やデジタル技術の活用なども含め、将来を見据えた医療提供体制の構築を進めることが求められる。また、医療だけではなく、介護も含めた施策の展開が必要である。

（３）評価方法に関する意見

KPI の達成状況だけでなく、医療人材の不足や医療提供体制の実態、住民アンケートの満足度等を踏まえ、施策の成果を総合的に把握できる評価とする必要がある。また、満足度が大きく低下した項目については、その要因を把握するとともに、評価に使用する数値の妥当性を確認することが求められる。

（基本目標２：健康で安心して暮らせるまちづくり）	
第３節　福祉の充実（P.49～56）	
施策	①誰もが住み続けたくなる居心地のいいまちづくり ②安心して子どもを生み、親子が明るくのびのびと育ち、生きることに喜びを感じるまちづくり ③いきいきと笑顔で暮らせる生涯現役のまちづくり ④みんなが自立し、その人らしく生き生きと、安心して快適に共に暮らせるまちをめざして（障がい者福祉）
【関連する総合戦略】※本評価は、下記総合戦略「施策」の効果検証を兼ねる。 ■基本目標３：結婚・出産・子育ての希望をかなえる（P.31～32） ・施策２：出産への支援　（１）出産への支援（基本目標２第１節にも掲載） ・施策３：子育て支援　（１）子育て世帯の経済的負担軽減　・　（２）子育て環境の整備 ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる（P.36） ・施策３：地域福祉等の充実　（１）地域福祉の担い手確保	

評価項目：Ⅰ-2-3

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
改善が必要	満足度数・偏差値は前回より低下しており、関連する項目は重点改善分野を中心に位置している。また、KPI も未達成の項目があることから、多機関連携をさらに推進しながら、高齢者福祉をはじめとする施策の充実・強化が必要である。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「改善が必要」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「改善が必要」とする。

（２）今後に対する意見

福祉を担う人材や財源の確保が難しくなることを踏まえ、地域住民、自治会、学校、事業所、医療機関等の多様な主体が連携し、それぞれの役割を担う地域共生社会づくりを進めることが求められる。また、子育て支援については、これまでの取り組みに加え、子育て世代のニーズや定住につながる新たな取り組みを検討する必要がある。

（３）評価方法に関する意見

KPI の達成状況と住民アンケートの満足度に乖離がある場合には、その要因を把握し、KPI が住民ニーズや施策の成果を適切に捉えているか検証する必要がある。また、複数の施策を一括して評価するのではなく、各施策の具体的な取り組み状況や成果が把握できる評価とするとともに、評価対象を明確にすることが求められる。

（基本目標２：健康で安心して暮らせるまちづくり）	
第４節　社会保障の充実（P.57～58）	
施策	①国民健康保険と後期高齢者医療
【関連する総合戦略】　なし（※本節は、まちづくり計画の評価のみを行います。）	

評価項目：Ⅰ-2-4

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
改善が必要	満足度は前回よりも低下している。また、関連する項目は重点改善分野に位置している。保健師を中心に意識啓発などの取り組みを継続・充実していく必要がある。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「改善が必要」とした評価については、委員は「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としていることから、本節の評価は「改善が必要」とする。

（２）今後に対する意見

社会保障制度の安定的な維持や医療費の適正化に向け、国や県の支援も活用しながら、予防・健康づくりや意識啓発の取り組みを進めることが求められる。また、自己負担割合の増加等による受診控えにも留意する必要がある。

（３）評価方法に関する意見

住民満足度が低下している要因を把握するとともに、まちづくりの指標として設定している一人当たり医療費などの状況も踏まえ、施策の取り組み状況や成果を評価することが求められる。

（基本目標３：魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり）	
第１節　農林水産業の振興（P.59～70）	
施策	①環境と調和のとれた産業の振興 ②地域ブランドの確立 ③流通・販売体制の確立 ④担い手の確保 ⑤森林資源を活かした産業の創出
【関連する総合戦略】※本評価は、下記総合戦略「施策」の効果検証を兼ねる。 ■基本目標１：暮らしの基盤となるしごとをつくる（P.21～22） ・施策１：町内産業の活力創出　（１）農業の振興　・　（２）林業の振興	

評価項目：Ⅰ-3-1

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
改善が必要	満足度数は数値としてはやや低く、関連する項目は改善検討分野に位置している。また、KPI は一部達成しているものの未達成の項目が多く、農林業の担い手確保や法人化等の集約化に向けた支援など、施策の見直しや取り組みの充実・強化が必要である。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「改善が必要」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「改善が必要」とする。

（２）今後に対する意見

高齢化による離農者の増加や農林水産業を取り巻く環境の変化を踏まえ、担い手の確保や大規模化、法人の呼び込み等による経営基盤の強化を進めることが求められる。また、生産者、商工業者、金融機関等との連携による６次産業化、地域内での資源循環、販路開拓など、農林水産業の高付加価値化や所得の向上につながる取り組みを進める必要がある。

（３）評価方法に関する意見

KPI の達成状況だけでなく、「地域ブランドの確立」など、節を構成する施策全体の具体的な取り組み状況や成果を把握できる評価とする必要がある。また、農地・林地の荒廃が環境や景観、雇用、産業等に与える影響と、住民アンケートから捉える重要度との関係にも留意する必要がある。

（基本目標３：魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり）	
第２節　商工業の振興（P.71～74）	
施策	①商業活動の活性化の推進 ②地場産業の振興と企業誘致・創業支援の推進
【関連する総合戦略】※本評価は、下記総合戦略「施策」の効果検証を兼ねる。 ■基本目標１：暮らしの基盤となるしごとをつくる（P.22～23） ・施策１：町内産業の活力創出　（３）商工業の振興 ・施策２：雇用対策　（１）雇用の場の確保　・　（２）企業誘致の促進	

評価項目：Ⅰ-3-2

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
改善が必要	満足度数は低く、前回よりも低下している。また、関連する項目は多くが改善検討分野に位置し、一部重点改善分野に位置している。KPI もすべて未達成となっていることから、地域商業の維持や創業支援など、取り組みの充実・強化が必要である。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「改善が必要」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「改善が必要」とする。

（２）今後に対する意見

商店の減少や事業者の高齢化等を踏まえ、既存事業者の維持・事業承継、創業者や若者の参入、企業誘致や雇用創出、地域内消費の拡大などを一体的に進め、地域商業の維持・活性化につなげることが求められる。また、行政と商工会等が連携し、事業者が支援を活用しやすい環境を整えるとともに、買い物弱者への対応など、住民の生活を支える視点からの取り組みも必要である。

（３）評価方法に関する意見

商品販売額や新規創業数などの客観的な指標も活用し、商工業振興の取り組み状況や成果を把握できる評価とすることが求められる。また、買い物の利便性など、住民生活に関わる項目について、商工業振興の評価対象として位置づけることが適切か検討する必要がある。

（基本目標３：魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり）	
第３節　交流・定住の推進（P.75～77）	
施策	①田舎ツーリズムの推進による交流人口の拡大 ②ＵＩターンの促進

【関連する総合戦略】※本評価は、下記総合戦略「施策」の効果検証を兼ねる。

■基本目標２：暮らしの場として多くのひとに選ばれる（P.26～28）

・施策１：情報発信　（１）情報発信の強化（基本目標６第１節にも掲載）

・施策２：移住・定住・来町の支援　（１）UI ターン者や定住者・来町者への支援

（２）住宅・住居に関する支援

・施策３：関係人口、交流人口の創出　（１）高校魅力化の推進

（２）高等教育・研究機関や都市住民との連携・交流

■基本目標３：結婚・出産・子育ての希望をかなえる（P.31）

・施策１：結婚への支援　（１）出会いの機会創出及び結婚支援

評価項目：Ⅰ-3-3

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
改善が必要	満足度数は前回からやや向上しているものの、依然として低く、関連する項目は全て改善検討分野に位置している。また、KPI も未達成の項目が多いことから、移住定住に向けた関係づくりや体験メニューの充実など、取り組みの改善・強化が必要である。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「改善が必要」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「改善が必要」とする。

（２）今後に対する意見

移住者を直接呼び込むだけでなく、観光や体験、学習、高校等を通じて吉賀町との継続的な関係をつくり、関係人口の拡大から移住・定住につなげていく取り組みを進めることが求められる。また、滞在型の観光メニューの充実、若い世代に届く情報発信、吉賀高校の町外生受入れなど、それぞれの取り組みの改善・強化を進める必要がある。

（３）評価方法に関する意見

移住・定住施策については、住民アンケートだけでなく、来町者や移住者の視点も取り入れた評価を検討する必要がある。また、吉賀高校入学者数については町内生・町外生を分けるなど、施策の目的や成果をより適切に把握できる KPI を設定することが求められる。

（基本目標３：魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり）	
第４節　人づくりの推進（P.78～79）	
施策	①まちづくりの担い手の育成
【関連する総合戦略】　※本評価は、下記総合戦略「施策」の効果検証を兼ねる。 ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる（P.38） ・施策４：地域づくりの推進　（１）住民が主体となった地域づくりの推進	

評価項目：Ⅰ-3-4

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
改善が必要	満足度数・偏差値は前回から向上しているものの、依然として低く、関連する項目は改善検討分野に位置している。地域への支援体制の構築や地域リーダーの育成など、取り組みの充実・改善が必要である。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「改善が必要」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「改善が必要」とする。

（２）今後に対する意見

地域コミュニティを維持していくため、公民館をはじめとする地域への支援体制を整えるとともに、住民と行政が協働してまちづくりを進める意識の醸成を図ることが求められる。また、特定の住民に役職や地域活動の負担が集中しないよう、既存の組織や役割のあり方も含め、人口減少・高齢化に対応した持続可能な地域活動の仕組みを検討する必要がある。

（３）評価方法に関する意見

「地域リーダー」など、計画において育成・支援の対象とする人材や役割を明確にし、地域への支援体制や人材育成の取り組み状況・成果を把握できる評価とすることが求められる。

基本目標４：人と歴史を大切にして暮らせるまちづくり）	
第１節　学校教育の充実（P.80～83）	
施策	①特色ある学校教育の推進
【関連する総合戦略】　※本評価は、下記総合戦略「施策」の効果検証を兼ねる。 ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる（P.39） ・施策４：地域づくりの推進　（３）地域人材育成の支援	

評価項目：Ⅰ-4-1

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
概ね適切	満足度数・偏差値はやや低下しているものの、関連する項目は維持・充実分野及び維持分野に位置し、KPI も達成している。今後も住民ニーズを踏まえながら、継続的に取り組みを推進していくことが望まれる。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「概ね適切」とした評価については、「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」とする委員が多い一方、「庁内評価の改善が必要」または「庁内評価の見直しが必要」とする評価も一定数あり、評価指標や評価対象となる施策についての意見があった。本節の評価は「概ね適切」とするが、学校教育全体の取り組み状況や成果を捉える評価とする必要がある。

（２）今後に対する意見

地域と連携した教育を引き続き進めるとともに、地域課題を題材とした探究型の学びや、中高を通じた学習・教育環境の充実を図ることが求められる。また、少人数化が進む中で、子どもにとって望ましい教育環境のあり方について検討する必要がある。

（３）評価方法に関する意見

現在の KPI だけでなく、中高一貫教育、町内中学生の吉賀高校への進学状況、学力向上や体づくりなども含め、学校教育を構成する主要施策全体の取り組み状況や成果を把握できる指標・評価方法を検討する必要がある。また、庁内評価において課題や今後の取り組みを示す場合には、その具体的な内容や主要施策との関係を明確にすることが求められる。

（基本目標４：人と歴史を大切にして暮らせるまちづくり）	
第２節　社会教育の充実（P.84～93）	
施策	①地域を支える人材の育成 ②公民館活動の充実 ③図書館活動の充実 ④多様なスポーツ活動の推進 ⑤家庭教育支援の充実 ⑥人権が尊重されるまちづくり
【関連する総合戦略】 ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる（基本目標６第１節にも掲載）（P.38） ・施策４：地域づくりの推進　（２）地域資源の有効活用	

評価項目：Ⅰ-4-2

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
概ね適切	満足度数は向上しており、関連する項目は全体的に維持分野に位置している。また、まちづくり計画の評価【担当課】においても方針は妥当と評価されていることから、今後も継続的に取り組みを推進していくことが望まれる。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「概ね適切」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「概ね適切」とする。一方、複数の施策に対して庁内評価で言及されている範囲が限定的であるとの意見があった。

（２）今後に対する意見

公民館の体制を充実するとともに、社会教育を住民の学習機会の提供だけでなく、地域づくりを担う人材の育成や地域共生社会を支える場として展開していくことが求められる。また、読書環境やスポーツ活動についても、それぞれの目的や地域の実情を踏まえた取り組みを進める必要がある。

（３）評価方法に関する意見

社会教育に位置づけられた複数の施策について、一部の取り組みだけでなく、主要施策全体の取り組み状況や成果を把握できる評価とすることが求められる。

（基本目標４：人と歴史を大切にして暮らせるまちづくり）	
第３節　文化財の保護と活用	
施策	①文化財・文化資源の保存や利活用 ②文化芸術活動の推進
【関連する総合戦略】　なし（※本節は、まちづくり計画の評価のみを行います。）	

評価項目：Ⅰ-4-3

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
概ね適切	満足度数は向上しているが、関連する項目は維持分野と改善検討分野に位置していることから、文化財の適切な管理を継続しながら、必要に応じて取り組みの改善を図ることが望まれる。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「概ね適切」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「概ね適切」とする。

（２）今後に対する意見

文化財の適切な管理を進めるとともに、住民が町内の文化財や歴史・文化を知り、触れ、学ぶ機会を増やすことが求められる。また、学校や公民館等を通じた学習・継承の機会づくりや、町の文化的な特色を含めた情報発信、文化財や歴史に関する情報のアーカイブ化など、文化財の活用につながる取り組みを進める必要がある。

（３）評価方法に関する意見

文化財の管理状況だけでなく、情報発信や住民が文化財に触れ、学び、継承する機会など、文化財の保護と活用に関する具体的な取り組み状況や成果が把握できる評価とすることが求められる。また、庁内評価については、現状や課題、評価の根拠が具体的に分かる記載とする必要がある。

（基本目標５：協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり）	
第１節　住民自治を基盤としたまちづくり（P.96～103）	
施策	①地域で支え合うコミュニティの再構築 ②住民自治の強化 ③コミュニティ施設を拠点とした住民自治活動の推進 ④各種団体・組織のネットワーク化の推進と地域間・世代間交流による地域づくり
【関連する総合戦略】なし（※本節は、まちづくり計画の評価のみを行います。）	

評価項目：Ⅰ-5-1

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
改善が必要	満足度は向上しているものの、自治組織への行政支援や拠点施設の在り方などの課題があることから、取り組みの充実・改善が必要である。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「改善が必要」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「改善が必要」とする。

（２）今後に対する意見

人口減少・高齢化が進む中、地域の実情に応じて地域活動や組織のあり方を見直し、持続可能な住民自治の仕組みを検討することが求められる。また、公民館等の地域拠点の機能強化や地域リーダーの育成を進めるとともに、「協働」に対する住民の理解を深めていく必要がある。

（３）評価方法に関する意見

現在の地域コミュニティや各施策の具体的な取り組み状況を示すとともに、地域活動への住民参加状況や拠点施設の利用状況など、住民自治の現状や成果を客観的に把握できる評価とすることが求められる。また、関連する他の節との重複も踏まえ、次期計画では基本目標や施策の構成について整理する必要がある。

（基本目標５：協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり）	
第２節　住民と共に築く参画と協働のまちづくり（P.104～109）	
施策	①住民と行政が一体となってまちづくりを進めるための基盤づくり ②充実した情報提供と適正な情報公開システムの構築（行政と住民の信頼関係の構築） ③まちづくりボランティア活動や NPO・地域団体の育成支援
【関連する総合戦略】なし（※本節は、まちづくり計画の評価のみを行います。）	

評価項目：Ⅰ-5-2

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の 4 段階）

評価	コメント
改善が必要	満足数度・偏差値はやや向上している一方で、改善検討分野に位置する項目もみられることから、住民と行政とのビジョンの共有や、情報発信や住民参画の充実など、取り組みの改善を図りながら施策を推進することが望まれる。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「改善が必要」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「改善が必要」とする。

（２）今後に対する意見

行政情報を分かりやすく発信するとともに、住民の意見や提案を施策に反映する仕組みを充実し、行政と住民との信頼関係を高めていくことが求められる。また、「協働」に対する住民の理解を深めるとともに、既存団体への支援も含め、住民がまちづくりに参画しやすい環境づくりを進める必要がある。

（３）評価方法に関する意見

町公式 LINE など、新たな情報発信手段については、導入の有無だけでなく、登録・利用状況や情報発信の効果を把握できる評価とすることが求められる。また、関連する他の節との重複も踏まえ、次期計画では目標や施策の構成について整理する必要がある。

（基本目標５：協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり）	
第３節　男女が共に担う地域づくり（P.110～114）	
施策	①男女共同参画 ②男女共同参画社会の形成に向けた学習・啓発活動の推進 ③女性の政策等の立案や決定への参画機会の拡大
【関連する総合戦略】※本評価は、下記総合戦略「施策」の効果検証を兼ねる。 ■基本目標１：暮らしの基盤となるしごとをつくる（P.24） ・施策２：雇用対策　（３）多様な働き方への理解促進 ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる（P.37） ・施策３：地域福祉等の充実　（３）人権が尊重されたまちづくりの推進	

評価項目：Ⅰ-5-3

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
改善が必要	満足度数は前回と比較して上昇しているものの、KPI は未達成となっている。また、固定的性別役割分担意識の解消などの課題があることから、取り組みの一層の推進が求められる。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「改善が必要」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「改善が必要」とする。

（２）今後に対する意見

女性の政策決定等への参画については、人数だけでなく、意見を表明しやすく、その意見が反映される環境づくりを進めることが求められる。また、会議等への参加にあたって子育て等が制約とならないよう、参加しやすい環境づくりを検討するとともに、今後重点的に取り組む内容を明確にする必要がある。

（３）評価方法に関する意見

固定的性別役割分担意識などを課題として評価する場合には、その根拠となるデータを明確にする必要がある。また、「しまねイクボスネットワークへの加入数」を含め、施策の成果を適切に把握できる KPI・評価指標を検討するとともに、資料間で評価の考え方に相違が生じないよう整理することが求められる。

（基本目標６：行財政対策）	
第１節　行財政改革の推進（P.115～122）	
施策	①効率的な行財政サービスの推進 ②公平・公正な税制度の確立
【関連する総合戦略】 ■基本目標２：暮らしの場として多くのひとに選ばれる（基本目標３第３節にも掲載）（P.26） ・施策１：情報発信　（１）情報発信の強化 ■基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる（基本目標４第２節にも掲載）（P.38） ・施策４：地域づくりの推進　（2）地域資源の有効活用	

評価項目：Ⅰ-6-1

１．庁内評価（※適切・概ね適切・改善が必要・見直しが必要の４段階）

評価	コメント
改善が必要	満足度数は前回より向上しているものの、重点改善分野に位置していることから、税収確保及び徴収率改善の取り組みと、住民ニーズを踏まえた行政サービスの充実・改善が必要である。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が「改善が必要」とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、本節の評価は「改善が必要」とする。

（２）今後に対する意見

限られた人員・財源を効果的に活用し、住民にとって必要な行政サービスを維持・充実していくことが求められる。そのため、住民ニーズを具体的に把握するとともに、職員の意識改革、事務事業の見直し、組織体制の再構築など、行財政改革を進めるための庁内体制の充実を図る必要がある。また、情報発信については、利用される媒体の変化を踏まえた対応が求められる。

（３）評価方法に関する意見

「住民ニーズを踏まえた行政サービスの充実や改善」を評価するにあたっては、把握している住民ニーズや、それに対して実施した取り組みを具体的に示す必要がある。また、組織改革や事務事業の見直しなど、行財政改革に向けた具体的な取り組み状況や成果を把握できる評価とすることが求められる。

Ⅱ　第２期吉賀町総合戦略　基本目標・数値目標評価　別紙

【基本目標１：暮らしの基盤となるしごとをつくる】(P.20)

基本的方針

1. 働く場を増やす

農林業の振興や起業・創業の支援、企業誘致等を通じて町内に働く場を増やし、雇用を創出します。

2. 魅力的な仕事、稼げる仕事を増やす

新商品開発や販路の拡大、ブランディングによって町内産品の付加価値を向上させ、住民所得の向上につなげます。

多様な働き方が認められる環境を整備し、住民一人一人が充実感を持って働くことができるまちを目指します。

評価項目：Ⅱ-1

＜数値目標＞

指標	現状値	目標値	実績値	備考
就業者数	2,632 人	2,632 人	2,406 人	現状値：平成 28 年調査結果 目標値：令和 8 年度末時点の最新調査結果 実績値：令和 3 年経済センサス活動調査

１．庁内評価

①基本目標に係る数値目標の実績評価【担当課】

評価	C（未達成）
外部要因	全国的な人口減少に伴う労働力人口の都市集中
行政の関与状況	吉賀町新規雇用促進助成金による支援を実施している。
コメント（実績）	就業者数は 5 年前の統計から約 9%減少している。全国的な人口減少に伴う労働力人口の都市集中が進んでおり、外部要因の影響が大きいと思われる。

②数値目標の妥当性評価【担当課】

数値目標の妥当性	コメント（KPI）
○（妥当・継続）	就業者数は「暮らしの基盤となるしごと」に直結する数値であり、妥当と考える。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が就業者数の実績をC（未達成）とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、庁内評価に対する委員会評価は「適切」とする。

ただし、就業者数の減少要因については、全国的な人口減少や都市部への労働力人口の集中だけでなく、町の人口規模、生産年齢人口、転入・転出の状況、町内の雇用・起業環境などを踏まえ、より具体的に分析する必要がある。

（２）数値目標の妥当性に対する評価

就業者数は、基本目標の達成状況を把握する指標として一定の妥当性がある。一方、人口減少や生産年齢人口の見通しに対して目標値の実現可能性に課題があることや、就業者数だけでは町内の雇用環境や仕事の質を十分に把握できないことから、数値目標に対する委員会評価は「概ね妥当であるが、一部見直し

が必要」とする。

（3）今後に対する意見

若者やUIターン者を含め、吉賀町に住み、働きたいと思える魅力的な仕事を増やすため、雇用の創出に加えて、仕事の質や所得の向上、起業・創業支援、企業誘致、町内事業者の事業継続支援などを総合的に進めることが求められる。

また、中学生・高校生が町内の仕事を知り、将来の就業先として考えることができる取り組みを進める必要がある。

（4）評価方法に関する意見

人口減少や年齢構成の変化を踏まえた就業可能人口を推計し、その見込みと実績を比較するなど、人口規模の変化を考慮した評価方法を検討する必要がある。

また、就業者数に加えて、就業率、町内従事者数、UIターン就業者数、所得や雇用の質に関する指標などを組み合わせ、基本目標の進捗を多面的に把握できる評価とすることが望まれる。

【基本目標 2：暮らしの場として多くのひとに選ばれる】

基本的方針

1. 吉賀町の知名度を上げる

情報発信の充実により、吉賀町を多くの人に知ってもらうことに努めます。

2. 関係人口・交流人口を増やす

来町費用の補助やイベント開催を通じて吉賀町の交流人口を増やします。

サクラマスプロジェクトを中心とした取り組みを通して、地域への愛着を育み、吉賀町が戻ってくる町に選ばれることに繋げます。

3. 暮らしの環境を整備する

空き家整備や就業場所の確保等を通じて移住・定住に繋げます。

4. 環境に配慮した社会の形成

自然エネルギー等の再生可能エネルギーの活用により、脱炭素社会への取り組みや地球温暖化対策を推進します。

ごみの減量化・再資源化を推進します。

評価項目：Ⅱ-2

＜数値目標＞

指標	現状値	目標値	実績値	備考
人口の社会増減	―	＋15 人／年	－35 人／年	目標値：R4～R8 の平均値 実績値：R4～R7 の平均値

1．庁内評価

①基本目標に係る数値目標の実績評価【担当課】

評価	C（未達成）
外部要因	全国的な人口減少と都市部への人口集中
行政の関与状況	情報発信、移住定住支援、交流人口の創出に向けた施策を実施している。
コメント（実績）	大幅に目標値を下回る実績となっている。県外への転出が多くなっている。退職や家族の事情、転職、就学等による県外転出が多い傾向がある。

②数値目標の妥当性評価【担当課】

数値目標の妥当性	コメント（KPI）
△（見直しが必要）	現計画策定年度においても社会増減は-94 人となっており、平均+15 人の設定は、実態を踏まえれば実現可能性の低い KPI となっている。

2．委員会評価

（1）本節の評価

庁内が人口の社会増減の実績を C（未達成）とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、庁内評価に対する委員会評価は「適切」とする。

ただし、社会減の要因については、県外転出が多いという傾向だけでなく、転入・転出した人の年齢層や理由、施策の実施によって社会減がどの程度抑えられたのかなどを具体的に分析する必要がある。

（2）数値目標の妥当性に対する評価

人口の社会増減は、吉賀町が暮らしの場として選ばれているかを把握する指標として一定の妥当性がある。一方、平均＋15 人という目標値は、計画策定時の実績やその後の社会増減の推移からみて実現可能性に課題がある。

数値目標の評価は、「妥当であり、継続が適当」が最も多く、続いて「概ね妥当であるが、一部見直しが必要」と「妥当とは言えず、見直しが必要」とする意見が同数となっているが、委員コメントでは目標値の設定根拠や実現可能性の検証を求める意見が多い。このため、数値目標に対する委員会評価は「概ね妥当であるが、一部見直しが必要」とする。

（3）今後に対する意見

若者や子育て世代に暮らしの場として選ばれるため、町内の働く場や住環境、子育て環境の整備を進めるとともに、町の特徴を明確にしたブランドづくりと情報発信を強化する必要がある。

また、定住人口の増加だけでなく、関係人口や交流人口、町外から町内へ働きに来る人など、吉賀町と継続的に関わる人を増やす取り組みを進めることが求められる。

（4）評価方法に関する意見

人口の社会増減について、転入者数と転出者数を分け、年齢層、転入・転出の理由、転出先・転入元などを継続的に把握する必要がある。

また、情報発信、移住・定住支援、交流人口の創出などの施策が、転入の増加や転出の抑制にどの程度つながったのかを把握できる評価とする必要がある。

【基本目標３：結婚・出産・子育ての希望をかなえる】

基本的方針

1. 結婚への支援

出会いの機会創出、経済的な支援を通した結婚への支援で婚姻数を上昇させます。

2. 出産・子育ての支援

出産、子育てを経済、周辺環境整備の両面から支援します。

評価項目：Ⅱ-3

＜数値目標＞

指標	現状値	目標値	実績値	備考
出生数	―	150 人	113 人	目標値：５年間計 実績値：R４～R７

１．庁内評価

①基本目標に係る数値目標の実績評価【担当課】

評価	C（未達成）
外部要因	若年人口の減少、初産婦の減少
行政の関与状況	結婚新生活支援事業による結婚新生活の支援、各種健診費用等助成、助産師を中心とした相談等支援、保育料、給食費、医療費の無償化、一時預かり事業や病後児保育の実施
コメント（実績）	各種事業を展開し、結婚・出産・子育て等各種支援の充実を図ったが、出生数は減少傾向にあり目標を達成することは難しい。

②数値目標の妥当性評価【担当課】

数値目標の妥当性	コメント（KPI）
△（見直しが必要）	結婚・出産・子育ての希望をかなえる町というのは単純に出生数では表せないためKPI の見直しが必要と考える。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が出生数の実績をC（未達成）とした評価については、多くの委員が「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」としており、庁内評価に対する委員会評価は「適切」とする。

ただし、出生数が目標に達しなかった要因については、若年人口や初産婦の減少だけでなく、仕事、所得、住居、子育て環境、結婚や出産に対する意識などを踏まえ、各種支援が出生数や希望の実現にどの程度つながったのかを分析する必要がある。

（２）数値目標の妥当性に対する評価

出生数は、結婚・出産・子育てに関する施策の成果を把握する指標の一つとして一定の妥当性がある。一方、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という基本目標を出生数だけで評価することには限界がある。

また、「概ね妥当であるが、一部見直しが必要」及び「妥当とは言えず、見直しが必要」とする意見が、「妥当であり、継続が適当」とした意見の数を上回っている。このため、数値目標に対する委員会評価は

「概ね妥当であるが、一部見直しが必要」とする。

（3）今後に対する意見

経済的支援に加えて、安定した仕事や所得、住居、出会いの機会、妊娠・出産への支援、子育て環境などを一体的に整え、結婚や出産の希望を諦めることなく、吉賀町で安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進める必要がある。

また、既存の給付や無償化施策の効果を検証するとともに、子育て世代のニーズを把握し、吉賀町ならではの支援や、若者・子育て世代の流入につながる取り組みを検討する必要がある。

（4）評価方法に関する意見

出生数だけでなく、若年人口や出産年齢人口、婚姻数、出生率など、出生数の背景となる指標を併せて把握する必要がある。

また、結婚や出産を希望する人が、その希望を実現できているかを把握するため、子育て世代のニーズ、希望する子どもの数、結婚・出産をためらう要因などを把握できる評価方法を検討する必要がある。

【基本目標４：だれもが住みやすいまちをつくる】

基本的方針

1. 交通や医療福祉の支援を充実

交通や医療福祉を充実させ、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

2. 情報通信基盤等の環境整備

高度情報社会に対応するための取り組みを推進します。

3. 協働のまちづくりの推進

住民と行政が協働してまちづくりを進める体制を構築します。

4. 人権が尊重されたまちづくりの推進

すべての人にとって住みやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

多様性を互いに認め、人権を尊重することができる人権感覚を磨きます。

＜数値目標＞

指標	現状値	目標値	実績値	備考
住民アンケートで「吉賀町に住み続けたい」と回答した町民の割合	66.8%	80%	64.8%	現状値：令和３ 年調査時点 目標値：令和８ 年度末時点の最新調査結果 実績値：令和８年度実施調査結果

評価項目：Ⅱ-4

１．庁内評価

①基本目標に係る数値目標の実績評価【担当課】

評価	C（未達成）
外部要因	様々な要因が関係していると考えられることから特定することは難しい
行政の関与状況	住みやすいまちづくりにむけ各施策を実施した
コメント（実績）	前回調査（５年前）と比較してほぼ同じであった

②数値目標の妥当性評価【担当課】

数値目標の妥当性	コメント（KPI）
△（見直しが必要）	指標としては妥当であるが、数値確認の頻度が５年に１度となることが課題である。

２．委員会評価

（１）本節の評価

庁内が数値目標の実績をC（未達成）とした評価については、多かった意見として「庁内評価は適切」または「庁内評価は概ね適切」が同数で、続いて「庁内評価の改善が必要」となっている。

数値目標が未達成であるとの判断は妥当である一方、施策の具体的な実施状況や数値が向上しなかった要因についての分析が十分でないことから、庁内評価に対する委員会評価は「概ね適切」とする。

（２）数値目標の妥当性に対する評価

「吉賀町に住み続けたい」と回答した割合は、住民の定住意向を把握する指標として一定の妥当性がある。一方、「住みやすい」と「住み続けたい」は必ずしも一致せず、この指標だけで基本目標全体を評価す

ることには限界がある。

また、「概ね妥当であるが、一部見直しが必要」及び「妥当とは言えず、見直しが必要」の意見が、「妥当であり、継続が適当」とした意見数を上回っている。このため、数値目標に対する委員会評価は「概ね妥当であるが、一部見直しが必要」とする。

（3）今後に対する意見

住民が安心して暮らし続けられるよう、町営バスなどの移動手段や医療・福祉をはじめ、住みやすさに関係する各分野の取り組みを引き続き進める必要がある。

また、年代、家族構成、居住地域、生活状況などによって異なる住民ニーズを把握し、誰にとって、どのような点が住みやすいのかを明確にしながら施策を進めることが求められる。

（4）評価方法に関する意見

住民の定住意向を継続的に把握するため、調査の実施頻度を見直すとともに、前回調査との回答者属性の違いを考慮した比較方法を検討する必要がある。

また、「住み続けたいか」という質問だけでなく、住み続けたい理由、住み続けたくない理由、住みやすさを感じる点や不便を感じる点などを把握できる設問を設ける必要がある。

さらに、年齢、居住地域、世帯構成などによる属性別分析や、満足度・重要度等の他の設問との関連分析を行い、施策の改善につながる評価とする必要がある。